

福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人「未来」

②—1 施設・事業所情報 (入所施設)

名称：鳥取県立皆成学園	種別：福祉型障害児入所施設	
代表者氏名：園長 野間田 憲昭	定員(利用人数)：65名	
所在地：鳥取県倉吉市みどり町3564番地1		
TEL：0858-22-7188	ホームページ： http://www.pref.tottori.lg.jp/kaisei/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和24年9月		
経営法人・設置主体(法人名等)：鳥取県		
職員数	常勤職員：53名	非常勤職員：9名
専門職員	保育士：42名	介助員：2名
	保健師：1名	管理栄養士：1名
	児童指導員：7名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	1号棟10人 2号棟20人 3号棟35人	短期入所空床型

②—2 施設・事業所情報 (児童発達支援)

名称：鳥取県立皆成学園	種別：児童発達支援事業所	
代表者氏名：園長 野間田 憲昭	定員(利用人数)：10名	
所在地：鳥取県倉吉市みどり町 3564 番地1		
TEL：0858-22-7188	ホームページ： http://www.pref.tottori.lg.jp/45165.htm	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成19年4月1日		
経営法人・設置主体(法人名等)：鳥取県		
職員数	常勤職員：5名	非常勤職員 名
専門職員	児童指導員：4名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
		言語療法室・機能訓練室・観察室等

③理念・基本方針

(1)基本理念

私たちは、ノーマライゼーションの理念に基づき、入所利用児童等とご家族一人ひとりの人権を尊重した施設運営を行います。

ア 入所利用児童等一人ひとりが心身ともに安定し主体的な生活を送ることを目指して、それぞれの目的や目標に添った質の高いサービスを提供します。

イ 社会参加を促進し、入所利用児童等が地域の一員として尊重され、地域社会の中でも主体的な生活が送れるよう、豊かで多様な経験を提供します。

ウ すべての障がいのある児童等の福祉向上を目指し、地域社会に開かれた施設としての機能を発揮するよう努めます。

(2)基本指針

ア サービス提供並びに運営は、児童の最善の利益を基準として実施運用します。

イ 利用児童等が安全で安心できる環境の中で児童の主体性を尊重し、かつ特性に応じた専門的支援を行います。

ウ 入所利用児童等やご家族、地域の方々や関係機関の声に耳を傾け、将来の地域生活において一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう総合的な支援を行います。

エ 県民の障がい児・者福祉思想の啓発に努め、施設の持つ専門的な知識や技術を活かし、在宅で生活している障がい児・者へ専門的な支援を提供します。

オ 発達障がい児・者及びその家族に対して相談支援を行うとともに、医療機関を含め関係機関等と連携しながら、発達支援、就労支援を行います。

④-1 施設・事業所の特徴的な取組 (入所施設)

(1)養護施設やその他の障がい児施設、家庭などで支援が困難な児童へのセーフティネット機能としての役割を充実させるため、提供する支援内容を検討、工夫する。

(2)在宅福祉の推進に寄与するため、在宅障がい児のニーズに応じて、短期入所、日中一時支援サービスを行う。

(3)地域交流及び交流行事を通じて開かれた施設、地域の中の施設づくりをめざし、地域の一員として地域全般との交流を行う。

④-2 施設・事業所の特徴的な取組 (児童発達支援)

(1)お子さんへの支援 学習理論、応用行動分析の考え方をベースに、認知学習、社会性、運動、コミュニケーションの各分野を中心に療育を行い、利用児童の情緒の発達や適応行動を促している。

(2)保護者支援 毎回、保護者ピアカウンセリングを実施し、家族が相互に悩みを話し合い互いに支え合ったり、自己選択や自己決定できるよう情報の提供や共有をしている。また、個別支援会議を開催し、児童の発達を確認し療育目標を見直し関係者で共有している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年11月1日(契約日) ~ 平成29年3月9日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	5回(平成26年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 基本理念、基本方針は全職員に浸透し、園長のリーダーシップのもと、学園がチームとして機能している。
2. 「皆成学園あり方検討ワーキンググループ」により今後の学園のあるべき姿、求められる姿を明確にし、現状と課題の把握に努め、分析や検討を行っている。
3. 各種マニュアルの整備のほか、記録物やリスクマネジメント等各種情報もデータベース化され、いつでも閲覧できサービスの均一化が図られている。
4. 児童虐待防止については、「包括的暴力防止プログラム(CVPPP)」を取り入れ、この養成プログラムを終えたトレーナーを中心に園内での伝達講習を行い、児童及び職員の安全を守る手立てともなっている。
5. 今年度からサービス向上委員会を設置し、児童へわかり易い説明を行い、更に児童の意見を行事等に反映できる計画の立案に繋げ、サービスの向上に取り組んでいる。子ども自治会や生活棟ごとの会議などのさまざまな場面で、児童の意見や希望を取り入れてより主体的な活動や行事となるよう積極的に取り組んでいる。
6. 年間防災計画を作成し、消防署や自治公民館長の協力のもと、事前予告なしで非常連絡訓練を行っている。

◇改善を求められる点

1. 入所児童は、意見箱の設置と生活会議の中で児童が発言できるよう心掛けているが、児童の障がい特性から個別の相談希望を把握する事が難しいため、悩み事や意見の集約に努めて欲しい。
2. 児童発達支援は、保護者の詳細な要求・ニーズ把握が十分ではなく、柔軟に個別相談や支援方法の検討、移行までの具体的な取り組みの説明・協議の機会を提供して欲しい。
3. 各種マニュアルを策定し、データベースで確認できるが、職員への周知徹底のための方策やケアの統一が十分でない。
4. 各種マニュアルは適宜見直しを行っているが、事前に見直しの時期や方法は定められていないため、改善が望まれる。
5. 地域の福祉ニーズの把握に引き続き努めてほしい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

前回の評価結果をもとに、当園の運営要項等を改正し、改善に取り組んできました。
改善を行った点、私たちが当園の運営の基本として考え、積極的に取り組んでいる点について、評価をしていただき、ありがたく思います。

今後、今回の評価結果またアンケートでいただいた御意見について、改善に向けて検討を行い、更なるサービス向上に取り組みたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。